


# 監査報告書

令和元年5月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

監事 真野 円理 

監事 (田上 洋行) 

私達は、社会福祉事業法第40条の規定に基づき、社会福祉法人 蘇南会の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における理事の業執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果次のとおり報告する。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの業務の報告の聴取、理事会議事録の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いての理事の業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査のため、令和元年5月23日理事長から提出された事業報告書、財産目録、貸借対照表（決算附属明細書を含む）、及び収支計算書及び事業活動計算書について、帳簿書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて決算書類の正確性を調査した。

## 2. 監査意見

- (1) 理事の業務執行は、法令及び定款に従い、適法に行なわれており、指摘すべき不整の事実はないと認める。
- (2) 事業報告書は、真実であり、事業の経過その他本会状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業活動計算書は正確であり、法令及び定款に従い、本会の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認める。

以上